

# 一九三〇年代における日本基督教会の活動 (一)

土 肥 昭 夫

はじめに

日本のキリスト教が天皇制国家の支配原理によって統制されたのみならず、これを是認し、その補完的役割をになつていった歴史をわれわれは知つてゐる。その具体的な事例は、日本が近代的中央集権国家としての支配体制を確立した一八九〇年代にみることができる。内村鑑三の不敬事件などを契機とした教育と宗教の衝突論争において、キリスト教が日本の伝統的な風習や臣民道徳に合わないのでないかという社会のきびしい攻撃にさらされなかで、キリスト教は自己弁解をくりかえすうちに、次第に天皇制国家の支配体制のなかに自分を適応させていった。そして日清戦争という国家の大事を迎え、国論が統一されていつたとき、キリスト教は率先して尽忠報國の志を表明し、この戦争を正当化する情報活動、現地への慰問使の派遣、遺家族の慰安などにつとめた。

その後日本の資本主義が急速に発達し、中産階級がうまってきたとき、キリスト教はそこに社会的地盤を見出し、大都市を中心にこの階層の人たちの悩みを解消する宗教として、ある種の安定を得た。そしてキリスト教をに

なう人たちの世代も交代し、いわゆる大正デモクラシーのなかで、相対的な自由を享受しつつ、国際的デモクラシー和个人主義の風潮にのって、教会の教勢もゆるやかな拡大をとげた。しかしながら日本が帝国主義国家として世界の列強と競合し、国内にさまざま社会的矛盾をかかえるようになつたとき、この第二の世代の人たちはあらためて、さきの時代に勝るともおどらぬきびしい状況に直面しなければならなかつた。一九三〇年代というのがそれである。

この時代は大正デモクラシーといふ、幾分自由な時代から太平洋戦争期のきびしい統制の時代へと傾斜していく変転の時代である。日本の資本主義は慢性的な不況から脱しきれなかつたのみならず、世界恐慌のあおりをうけ、金解禁の経済政策の失敗から、危機的情况を迎えた。農漁村は荒廃し、都市には失業者があふれた。このなかから共産主義思想が興隆していったが、国家権力のきびしい弾圧と民衆的基盤をもたない思想の急進性のゆえに崩壊していった。そして西欧化、近代化の終末がかたられ、日本への回帰がとなえられた。また右翼思想による国家改造が叫ばれ、クーデター計画やテロ活動が続発して、人びとを恐怖と不安のなかにおいこんだ。満州事變以後急速に台頭してきた軍部はこれをたくみに利用し、天皇制官僚や独占資本は軍部と結びつき、彼らのヘゲモニーの下に、日本は中国大陸への侵略を推進し、ついに日中戦争をひきおこした。そして戦時体制の下挙国一致、国家総動員の時代が出現し、人びとは好むと好まざるとにかかわらず、地すべり的に破局へのみちを歩んでいった。

キリスト教はこの三〇年代の状況に疑問を持ち、あるいはためらいを感じつつも、次第に沈黙し、あるいは自己を納得させつつ、すべてをさきのファッショニズムの嵐のなかに自己をおいこんでしまつた。その結果キリスト教は、みずからが標榜した信仰的、思想的基盤を喪失し、みじめな曲折と敗北を経験しなければならなかつた。われわれ

はこの具体的な事例として日本基督教会（以下日基教会あるいは日基と略称）にみるのである。

この教会は日本のプロテスタント教派のなかでは教会数、信徒数も一番多く、またそれなりに個性をもつ、代表的な教派であった。それは使徒信条とプロテスタント的教理をふくんだ前文という簡潔な信仰告白を持ち、長老主義という教会制度をもつが、その基調はあくまで簡易信条、簡易政治であり、それをもって日本の教化をすすめ、教会の一一致、合同をとなえ、その意味ではひらかれた教派であることをとなえてきた。しかしそのゆえに無原則的な大同団結や便宜主義的な合同には否定的であった。その教会憲法より知られるように、この教派では、全世界にひろがる公同の教会に属する教会という理念が先立ち、各個の教会はこれにつながるものとし、そのつながりの根拠を信仰告白においていた。したがって教会を教会たらしめるものは信仰告白であり、これをもたない教会合同はあり得ないということになる。したがって一九二〇—三〇年代に日本基督教連盟が推進した教会合同運動には、このようない立場より、きわめて慎重であり、その運動に批判的なかわりをしていった。けれども一九四〇年一〇月の第五回大会で教派合同を多数決で決定し、翌年には信仰告白をもたないで創立された日本基督教団に加わった。その過程にはいろいろなこころみがなされたにしても、日基教会の教団加入はあきらかに自分の標榜してきた教会的根拠を放棄した結果になつたことは否定することができない。

このような日基教会の曲折と敗北の原因をさきにのべた三〇年代のきびしい状況に帰着させるのではなく、その状況のなかに生きたこの教会の歩みのなかからひき出すこころみができるだらうか。その教会の内在的原因をさぐることが、この小論の意図である。

## 一 宗教法案への対応

われわれはさきに一九三〇年代を比較的自由の時代からきびしい統制の時代への変転の時期としてとらえた。これは宗教に対しても適用し得るだろう。国家はあらゆる手段、方法を用いて宗教団体の思想や活動の自由を管理統制していくたが、その具体的な事例は宗教法案あるいは宗教団体法の採択と実施であろう。日本基督教団の歴史的成立がこの法案の成立とその適用に密接な関係をもつだけに、この法案問題は日本の教会史の研究に不可欠な問題である。

それだけではない。この法案に対する日本基督教のとりくみのなかに、この教会の曲折と敗北のあとがあざやかにみられるのである。一九二七年と一九年の法案提出に際しては、この教会は首尾一貫してその廢棄を要求して反対運動を開いた。しかし三六年の法案には修正を求めるだけとなり、反対運動はひろがらず、三九年の法案ではむしろ賛同する見解を表明する議論があらわれ、この年の第五三回大会の決議によつて、この教会は宗教団体法に準拠した教団規則の作成にとりかかった。この四回にわたつて提出された法案の内容や意図は本質的にはあまり変化がないにもかかわらず、この教会がこのようないき方をしているという事実は何を意味するのだろうか。そのあたりから問題をとらえていきたい。

まず一九二七年の宗教法案があるが、文部省は一六年六月に法案を発表し、宗教制度調査委員会の審議と修正を経て、二七年はじめに貴族院に提出した。政府当局の言い分では、これまでの多種多様の宗教法規を整備統合し、

諸宗教に平等な保護と監督を加え、その活動を円滑にして、その本来の使命を發揮させ、国民思想の養成につとめさせたい、ということである（『福音新報』一九二七年一月三日—以下『新報』27・2・3という方法で略記）。しかしその法案の内容をみてみると、保護というのは固定資産税の免除ぐらいであり、むしろ国家が諸宗教をひとまとめて管理統制しようとする意図が顕著である。文部大臣の宗教指定、教師資格の制限、規則や代表者の認可、地方官僚の恣意的判断による認可取消しの可能性にみるとおりである。そしてこのようない法を提出した意図は、いわゆる左翼思想を危険視し、その普及を阻止する一つの手段として宗教を政府の思想監視政策に利用したいということであった。岡田文相の貴族院での答弁にみるとおりである（『基督教世界』27・2・10）。この法案は貴族院の宗教法案特別委員会に付託され、その委員で花井卓蔵、水野錬太郎、藤沢利喜太郎ら自由主義者のきびしい批判、ジャーナリズム、宗教界の反対運動で審議未了になつた。

キリスト教の反対運動では、日本基督教連盟、日基、組合、ホーリネスなどが重要な役割を演じた。連盟は一六年一〇月の第四回総会で法案の修正なし廃棄をめざす特別委員会をつくり、常議員会と協力して、必要な処置をとることを決定し、委員会は信教の自由、教会の自治を視点として法案にとりくみ、翌年一月には法案の大巾な修正をとなえる意見書（『基督教世界』27・1・20）を公けにし、他のキリスト教団体と連合委員会をつくり、運動を推進していった。

連盟参加の諸教派がさまざまに反対運動をするなかで、メソヂスト教会だけはちがっていた。この教会の監督鶴崎庚午郎は連盟常議員会の会長であったため、文部省の宗教制度調査委員になつた。彼はそこでキリスト教といふ名称さえこの法案にないのはおかしいといい、これを入れさせることで、キリスト教が他宗教と同等のあつかいを

うけることになったとし、この法案をむしろ歓迎する立場に立った。その機関誌『教界時報』も、法案反対論を批判し、この法案が発布されたからといって、キリスト教の本質と実力は微動だにしない。反対論者がいうように、この法案で彈圧がおこれば、われわれも泣寝入りはしないと主張した(『教界時報』27・1・28、2・11)。そこにはこの法案が教会のとなえるキリスト教を支配、統制しようとするものであり、したがつてその反対運動はそのキリスト教の存立にかかる運動であるという認識がなく、キリスト教を法案にもとづく国家の秩序からきりはなしてしまう抽象的論理がみられる。ともかくメンデストはそういうことで、連盟の反対運動に冷やかであった。

日本教会の場合はどうであったか。二六年一〇月の第四〇回大会は委員をあげ、適当な処置をすることをきめた。この教会は法案の修正ではなく、その必要性をみとめないというのである(『新報』26・10・21)。宗教法案反対実行委員会は法案の内容を検討し、翌年一月委員長と大會議長との連名で「宗教法案反対理由書」を公けにした。それによると、この法案は帝国憲法でみとめられた信教の自由の精神に反し、宗教に対する国家の時代錯誤的干渉主義のあらわれであり、官僚主義、法律万能主義、画一主義による諸宗教の悪平等な取扱いである。これによつて宗教の発達ははばまれ、国民の精神的生活は萎縮する。元来宗教法は、人間のうばうことのできない信仰問題をとりあつかう、国家根本の大法典であり、日数をかけて検討するべきものである。したがつてこの法案は廃棄すべきである、というのである(『新報』27・1・13)。かつて植村正久は、明治政府の提出した宗教法案について「信教自由の大義を明らかにし、教会自治の権利を主張し、毫もこれを侵害せられざるよう細心注意するは、キリスト教徒に取りて安全の道のみならず、國家の進歩、人心発達のため甚だ必要なることなるべしと信ず」(『新報』00・1・3)といつて、この問題のとりくみ方をあきらかにした。この理由書も、この植村の見解を継承したものといえるだろ

う。

『福音新報』の主筆であった佐波亘は二七年一月から三月にかけて毎号のように法案の審議経過や反対運動を詳細に報告し、読者に注意を喚起していった。また日基の人たちが中心となり、諸教派の人びとによって結成された宗教法案反対基督教同志会は、法案の廃棄または提出延期をとなえる「宗教法案反対趣意書」(『基督教世界』27・1・20)を公けにし、政府当局者を訪問して、説得にあたった。また法案反対のための懇談会、祈禱会が各地でひらかれ、法案が上程されると、宗教法案反対基督教徒大会が東京で二回にわたってひらかれ、世論をもりあげた。

二七年の宗教法案は結局廃案になつたが、二九年一月に政府は宗教団体法案と名をあらためて議会に提出した。この法案の全文は『福音新報』(29・1・17)に掲載してあるが、それをみると、さきの法案をいくつか修正している。まず宗教法案という名称では、政府が宗教そのものを規定し、取締まるような印象を与えるというので、宗教団体法案と改称し、宗教の教義や儀礼の問題を問わず、宗教団体の秩序を維持するうえで必要な管理上の規定を明らかにするというのである。そしてさきの法案のときにおこなわれた種々の反対運動を考慮して、宗教干渉、統制の露骨な表現はさけ、また諸宗教の現状に即するように、神仏基の規定をそれぞれ個別的に取扱つていて。

しかしながら宗教上の教義や儀礼と宗教団体をわけることは不可能であり、宗教団体の設立認可や活動取締りの権限を政府が掌握しているかぎり、事態はかわらない。また三教を個別的にあつかつたとしても、それに先立つ総則部分で、宗教団体を画一的に取締る方針が明記されているので、これも同じである。さきの宗教法案の内容で問題になつた諸点は修正されず、そのままあらわれている。

ところがこの法案に対するキリスト教の反応はまちまちであつた。連盟は一月の常議員会で、この問題に關知し

ない」とだし、その処置を各派に一任することをきめた。一九二七年の反対運動に対しメソヂストより非難がおこり、第二〇回西部年会（一九二七・三）は連盟脱退の建議を第六回総会（一九二七・一〇）に提出することをきめ、鷲崎は総会での建議案提出をやつとのことで撤回させた。そこで連盟はその組織保存のためには、この法案に閲知しないことを得策と考えたのである。組合教会は理事会の名前で二月に「宗教団体法案に対する修正書」を公けにした（『基督教世界』29・2・7）。それによると、三教の現状に即するとしてこまかい点の修正をあげているが、全般的には政府が三教を公平にあつかい、かつそれぞれへの配慮もゆきとどいていることを評価している。メソヂスト教会は教会常務委員会、総会特別委員会の名前で二月に声明を出した（『教界時報』29・2・22）。それによると、この法案は大体において自分たちの主張と一致すること、ただし信教の自由、教会の自治という原則から、宗教団体取締りに関する地方長官の権限の明確化、教団設立認可を許可するとせず、届出にすることを要望している。当時の教会の指導者の多くは、この法案がキリスト教を他宗教と平等にあつかっており、その内容や意図において信教の自由と矛盾しないと考えた（『基督教世界』29・1・31）。

なぜこのような判断がでてきたのだろうか。彼らの間には、異教的風潮の社会にあって疎外され、あるいは抑圧されてきたキリスト教が、この法案によってやつと他宗教と同等の法的あつかいをうけるようになったという安心感があった。しかしこうして自己の存在をみずからがよって立つ宗教的基盤に求めないで、国家の支配秩序のなかに位置づけられることを期待したとき、国家権力はその位置づけにふさわしい代償を要求する。宗教団体に対する国家の統制と支配であり、その思想導導政策への協力であった。彼らはこの問題性をみぬくことができなかつただけではなく、むしろみずからすんでその方向にすすんでいった。三〇年代の連盟の動きはこれをうらがきするだ

るう。

宗教団体法案に反対したのは日基とバプテス・西部組合であった。バプテス・西部組合は理事会名で反対のよびかけをおこない、この年の四月の第一七回年会では法案に対する連盟の処置を不満とし、連盟脱退の建議案まで提出された。日基の場合は二八年一〇月の第四二回大会で対宗教法案特別委員会の設置をきめ、この委員会は翌年一月に「宗教団体法案反対意見書」を公けにした(『新報』29·1·24)。それは「第一 本法案は干渉主義を捨てず、憲法の精神に反し、自治を破壊する」「第二 本法案は官僚的画一主義にして、宗教界の事実に反す」というスローガンの下に、これらに該当する諸条項を指摘し、この法案の廃棄をせまっている。そして他教派の反対者を結集して宗教団体法案反対同志会をつくり、文部省当局の弁明に反論し、彼らを歴訪して、自己の見解を表明した。『福音新報』も、他教派の機關紙よりもはるかに詳細に、この法案のなりゆきや反対運動の動向を報道した。反対集会もいくつかひらかれた。これらの運動の推進者として日基関係者、特に今泉源吉、佐波亘の存在が目立つてゐる。この宗教団体法案も花井卓蔵らのねばりづよい院内での活動、自由主義的な法学者美濃部達吉の世論の批判、仏教界の一部よりの反対運動もあって、三月には審議未了で廃案となつた。大正デモクラシーの余光がなお残存していた当時の風潮のなかで、このような結果がみられたのである。

ここで宗教法案に対する日基の対応を検討し、その後のいき方とのつながりをみておかねばならない。彼らは信教の自由、教会の自治という、この派に伝統的な視点から、一一の宗教法案の問題性をとらえ、首尾一貫してその廃棄のための運動をすすめてきた。

けれども問題はそこからうまれてくる。彼らは信教の自由をとなえてこの法案の廃棄をとなえたとき、それによ

つて教会はその伝道活動や教会形成のための政治的条件がつくられると考えていた。しかしながら、たとこのような政治的自由をキリスト教のために獲得したとしても、その教会活動それ自体がみずから自治をうみ出すにふさわしい信仰的基礎をもたないとき、信教の自由や教会の自治は国家権力の手によってではなく、教会自身の手で破滅にみちびくことになるだろう。一九三〇年代の日基のあゆみのなかに、そのような足跡がみられないかどうかが今後の課題になるだろう。

もうひとつのこととは、彼らの反対運動をみてみると、法案廃棄のための運動に終始し、そのなかでこのような法案を提出してくる国家権力の政治構造に眼をむけ、その問題性を洞察する視点がみられないことであろう。すでにこの当時政府と軍部は中国革命干渉と満蒙侵略のため、中国出兵をおこない、国内には共産党検挙、左翼労働組合弾圧、特高の増強といった力による統制政策を強化していた。宗教法案もこの政策の一環としてとらえられるのである。事実日基の第四二回大会、法案反対の集会には特高があらわれて、そのなりゆきを監視するような情勢であった。彼らはすでに帝国主義的段階にはいった天皇制国家の支配体制のなかでは信教の自由や教会の自治なるものは可能なのかを問う視点がなく、天皇制国家の安寧秩序を是認し、そのうえに信教の自由を宗教法案廃棄という方法ですすめていったにすぎないのである。その結果天皇制国家の支配体制がファッショ化していく三〇年代になると、信教の自由の要求と天皇制国家への忠誠のあいだにはさまれて身動きのできない状態においこまれてしまったのである。

このことは一九三五年一二月に文部省が立案し、宗教制度調査会に諮問し、翌年早々議会に提出することになつて、いた宗教団体法案に対する日基の動きをみれば、あきらかである。この法案の内容は正確にはわからないが、

『福音新報』がこれにふれたいくつかの個所をよんでもみると、宗教団体取締りの管轄を明確にし、またその内容も強化されている（『新報』35・12・5、12・12）。この法案は三六年一月に議会が解散になったために、廃案になった。

連盟は三五年一二月に調査会をつくり、法案を審議し、文部省当局者を招いて意見の交換をした結果、翌年一月に一〇数カ所にわたる修正個所をあげた意見書を公けにした。日基の場合は、三五年一〇月の第四九回大会でえらばれた取調委員の審議の結果、この法案は宗教を社会の一現象とみ、信仰の本質から出た宗教行為に対しても認可、監督の方法で取締ろうとしており、これは信教の自由の原則に合わない。したがって少くとも礼拝、宣教、教会設立の自由を確保するために、一五項目にわたる修正の必要があると主張した（同上誌）。

日基の修正意見をよむかぎり、彼らがなお信教の自由に強い関心を持ち、この法案にきびしい警戒心を依然として持ちつづけていることはあきらかである。しかしながら一七年、二九年のときとちがった対応をしていることもまた事実である。まずあのときには宗教法案の不当性をつき、法案を廃棄するために運動したが、こんどの場合は法案の修正をとなえることどまつた。さきにあげた修正の理由がらすれば、法案廃棄が当然の結論になるにもかかわらず、大巾な修正にとどまつた。それだけに山本五郎の法案廃棄を意図した論説「宗教団体法案に対する疑義」（『新報』36・1・16）が孤立した見解になつてしまつた。もうひとつは、二七、二九年では反対運動が日基を中心としてもりあがり、活潑な活動となつていつたが、こんどの場合はそれがみられない。『福音新報』でも、政府の動きを手短かに報告したり、連盟の活動を紹介するだけにおわつて、このような日基の対応の変化の原因に国家のファッショニ体制化をあげることは容易であるが、日基の内在的原因としてはさきにあげた信教の自由の要求と天皇制国家への忠誠のあいだにはさまれて身動きできなくなつたことを指摘しなければならないだろう。これをあき

らかにするためには三〇年代前半における神社問題への彼らの対応をみていかねばならないが、これは次節で叙述する予定である。

キリスト教は一九三五年一月では宗教団体法案にはなお修正意見を提出することができた。しかし三九年の時点では成立した宗教団体法を歓迎するか、あるいは沈黙するかであり、結局この法によりかかり、その保護を期待する動きを見せた。

この法案は三九年一月に政府より貴族院に提出され、三月に両院を通過し、翌年四月より実施ということになった。その提案の趣旨は、戦時下の国民精神作興に宗教を動員するためであり、現行法規を整備統一して、宗教団体を保護監督するためであるといふ。しかしその内容をみれば、宗教団体は国家権力の支配と統制の下におかれ、教団設立の認可とその取消し、その活動の点検、教団代表者たる統理者の権限強化とその就任の認可、教師の業務停止やその資格取消しといった権限はすべて文部大臣に集中している。また国家の宗教団体に対する保護といつても國家の戦時政策を支持し、推進するイデオロギー団体であるかぎり、保護されるのであって、宗教団体のもつ固有の意味や貢献をみとめるから保護するというわけではなかつた。

キリスト教界の指導者たちは、この法案によってキリスト教が他宗教と同列の立場におかれ、文部省の保護をうけることで軍部や特高、あるいは世論から排撃されるようなことをさけることができると判断し、これを歓迎した（たとえば『第一七回日本基督教連盟報告』六ページ参照）。

日基のなかには法案の内容について疑義をもつたちはないでもなかつた。たとえば原戌吉（『新報』38・8・4）、山本秀煌（『新報』38・8・18）は過去のいきさつを知り、また反対運動にも参加しただけに法案に対しても消極的で

あり、否定的であった。しかし大会議長富田満が政府の宗教制度調査委員の一人であり、この法案がいくらか修正の上通過することを期待する立場をとった。彼は従来の法案にくらべて今回のものが簡素化されたことは教会の自治を拡大したことと解釈し、この法案の成立によって宗教と神社の相違があきらかになり、神社問題をめぐる混乱が片付くと考えた（『新報』38・8・11）。富田の判断が適確であったかどうかは、この法による日本基督教団の成立や戦時下における朝鮮キリスト教徒の神社参拝拒否と当局の彈圧の歴史によってあきらかになるだろう。富田の意向をうけた『福音新報』の主筆日高善一は、外国とちがって特異な国体の下で、統制のやむなきに至つている社会情勢では、この法案にあらわれた政府の苦衷を理解しなければならないとか、キリスト教がこれまで反対してきた諸点は条項からはずされており、反対の論拠は少なくなったとかのべて、この法案に賛成する見解をのべつたえた（「宗教団体法案の上程」『新報』38・11・10、「再び宗教団体法に就て」『新報』38・11・24、「教外事情の認識を要す」『新報』38・12・1）。このような情勢のもとでは、この年の第五二回大会でえらばれた宗教団体法案調査委員会はなすといらなく、何の見解表明もできないままにおわってしまった。

宗教団体法案が三九年三月通過すると、六月の大会常置委員会はこの法に準拠した法人としての教団設立の議案を大会に提出することを決め、一〇月の第五三回大会はこれを賛成多数で可決した。そして「日本基督教団規則」草案を作成し、文部省と交渉し、また翌年一〇月の第五四回大会もその規則の検討を三日間にわたっておこない、その処置を大会常置委員会に委託することを賛成多数で可決した。この二回にわたる大会で、成立した宗教団体法の実態をどれだけ適確に評価する論議がでたか、またそれに教会が準拠した教団を設立することが何を意味するかについてどれほどの討論がかわされ、ふかめられたかはあきらかではない。しかし結論はさきにのべたとおりであ

り、それはまぎれもなく、信教の自由、教会の自治を標榜してきたこの教派の伝統を自分の手で葬り去ることになつたのである。

日基督教会对するこのよな後退的いき方の原因はなんといつても戦時体制の統制強化であった。しかしこの抑圧された状況に對して沈黙と追従しかおこない得なかつた日基の問題を歴史をさかのぼる方法でさぐりあてようとするならば、日本が満州事変以後中國に対する軍事的經濟的侵略を露骨に推進していく情勢に対するこの教会の対応を吟味していく必要があるだろう。この問題も今後の叙述のなかであきらかにする予定である。

## 一 神社問題への対応

前節において、宗教法案に対する日基督教会对応を見るなかで、二七、二九年と三六年のあいだに著しい変化があつたことに着目し、その変化は天皇制国家のファッショ化という情勢のなかで、この教会が信教の自由と天皇制国家への忠誠のあいだにはさまれて身動きできない状態においこまれたからではないかといふ問題を指摘した。その場合、天皇制国家への忠誠ということがどのように教会の内に浸透していったか、教会はどのようにその支配体制にのめりこんでいったかが検討されなければならない。

これをあきらかにするものを一九三〇年代の前半にみようとするならば、神社問題に対する日基督教会对応が問われねばならない。この時期における神社問題といふのは神社非宗教論と神社参拝のことである。もともと政府が宗教法案を提出した動機には、諸宗教を管理統制することによって、思想善導、思想統制を宗教自身に対してもおこ

なうのみならず、宗教を利用してそれらを国民の中に浸透しようという意図があった。この意図は法案の成立の如何にかかわらず、帝国主義的危機の状況にある日本にとって不可欠のものであった。そこで政府は神社神道を利用してその意図を実現しようとした。すでに明治以来神社神道は皇室神道と結合し、国家神道として他の宗教より区別されたのみならず、それらに君臨する位置づけを国家権力によって保障されていた。この神道は敬神崇祖を基調として天皇が神として統治する国家の神聖性と世界に冠たる優越性を強調し、神にひきいられた日本民族としての誇りと忠誠を国民に要求した。そして日本がアジア大陸に経済的、軍事的侵略をおこなうようになると、この神道は軍事的性格をあきらかにし、神国日本の不滅の信念とアジアを指導する使命感と聖戦意識を高揚していった。その意味では神道は天皇制国家の支配を国内外に誇示する上でまさに好都合なイデオロギーであった。政府はこの神道を保護、育成し、国民教化を実現するために、国家神道の制度的完成の総仕上げとして、神社法を制定し、その地位を不動のものにしようとした。

そこで一九二九年一二月に内務省に神社制度調査会をつくり、内務大臣の諮問に応じて、神社制度を調査審議し、その重要事項を関係各大臣に建議できるようにさせた。この調査会で論議の焦点になつたものは神社と宗教の関係といった、神社の本質問題であった。

このような政府の動きに対しても、日本基督教連盟は、一九年一〇月の第七回総会で、神社問題に関する調査委員会をあげて検討し、キリスト教諸団体の連署で「神社問題に関する進言」を三〇年五月に神社制度調査会に提出した。それによれば、神社が宗教か否かが問題の中心であるから、これを明白に解決してほしい。神社が宗教でないならば、その崇敬の対象や祭祀の内容を非宗教化すべきであり、宗教であるならば、その宗教的行事を国民に強要

すべきではない。その思想善導にあたって神社参拝や神棚設置を強制するべきではない。憲法の保障する信教の自由の本義から問題を解決してほしい、というのである(『新報』30・6・5)。

この進言は、調査委員会を窮地においこみ、近代の国家をたてまえとする天皇制国家において国家宗教としての神道が存在するという矛盾をつくためとみるならば、きわめて有効な政治的発言かも知れぬ。しかしながら神社の宗教問題について自己の明確な立場をあきらかにせず、その決定を政府の関連機関にゆだね、その善処を要望したものとしてこの進言を見るならば、この段階においてキリスト教は政府の神社非宗教の強弁にのって国家神道の存在を是認する方向をたどるものといえる。

日基督教会の場合、神社の宗教問題については一九一五年一〇月の第三一回大会で一定の決議をしていた。「今日の神社の祭祀は純然たる一種の宗教的精神と儀式を以てしつつあり。しかるに当局者が神社礼拝を奨励し、ややもすれば学童にこれが参拝を強いるが」とき事実あるは、あきらかに帝国憲法に抵触し、信教の自由を妨害せるものと認む」(傍点—筆者)。この決議を素直によめば、神社の宗教性をみとめたものと解される。ところが一九三〇年五月に大会常置委員会と前年の第四三回大会で設置された神社問題特別委員会は、さきの連盟の進言を協議した結果、これを各派の連署で提出することを連盟に要望し、これがみとめられると、その進言に日基督教会の名をつらねることにした。これは一九一五年の大会決議をひるがえし、あらためて神社の宗教問題を中立的に論議しようとするいき方をしめたものであり、その後退性はまぬがれない。

もっとも日基の人たちがすべて連盟の立場に同調したわけでもない。たとえば小野村林蔵は一九二五年に『神社に対する疑義』というパンフレットを出し、神社非宗教という政府の申しわけには承服できない。神社の宗教問題

は行政官庁のかかわるところではない。神社は宗教であり、政府が神社参拝を強要するのは憲法違反であると断定した（金田隆一「小野村林蔵と神社問題」『福音と世界』69・3参照）。一九三〇年一〇月の第四回大会で神社問題に関する建議案が鈴木高志らより提出され、政府の神社非宗教の方針を支配し、神社非宗教化を要望するといったことがとなえられたが、賛成少数で否決された。これは連盟の進言と見解を異にするものであり、大会はすでにこの進言を報告承認していたので、大会の議事運営上疑問を感じた人たちも少なくなかったとおもわれるが、また小野村のように神社宗教論から反対した人たちもあったとおもわれる。

政府の神社制度調査委員会は論議がすすまず、委員長山川健次郎の死去と後任補充の困難性のため、停滞してしまった。これに呼応して日基の神社問題特別委員会も、神社参拝強制問題に関する声明を考えたりしたようであるが、文章化にいたらず、政府に調査会廃止を適当な時機に進言すること、特別委員会継続の必要性は少なくなったことを三一年一〇月の第四五回大会に報告して、解散することになった。

しかし神社問題はそれでおわったのではなかった。当時満州の撫順で伝道していた石島三郎は一九年一二月撫順で、そして三〇年四一五月に安東でおこったホーリネス教会の人たちの神社参拝拒否をつたえている（『新教』30・1・1、6・9）。特に後者の報告がくわしいので、それを説明しておくと、安東高等女学校生でホーリネス教会にいた生徒数名が神社参拝を拒否した。学校側はいろいろ説得したが、不調におわり、結局出校停止処分にした。現地のホーリネス教会の牧師吉持久雄はこれに抗議し、これが諸新聞に報道されると、氏子総代、町内会、父兄会がさわぎ立て、学校側の真相の発表と弁明、吉持の住居立退、ホーリネス教会本部への関東庁の吉持転任の示唆がおこなわれた。この年の四月ホーリネス教会は第一二回年会で神社を宗教とみとめる決議をしており、吉持は

これにしたがって行動していたとおもわれる。ところでの女学校の校長戸塚は日基の教会員であったが、彼は神社参拝を拒否した生徒を「不心得」者とし、出校停止の処分をした。また彼の所属した教会の牧師甲賀は吉持を「頑迷者」としてあつかい、神社問題について政府のいう神社非宗教の原則が具体化されることを期待した(『新報』30・7・10)。石島は神社参拝問題についての共同の討議、信仰的良心や学問的良心にもとづく神社本質論の展開を日本基本部に期待したのである。ところが『福音新報』の主筆佐波はこの報道の打切りをとなえ、この年の大会は神社問題特別委員会の解散をみとめてしまった。その後神社問題は大会で論じられず、むしろこれをさけてとおるようになるが、こういったいき方こそ天皇制国家の支配体制にのめりこむ原因の一いつとなつたのである。

このことは一九三一年九月におこった上智大学の神社参拝事件に対する佐波の見解のなかにさらにはつきりうかがえる。この事件の概要是こうである。この大学の配属将校北原が敬神崇祖による国体観念の養成のため、軍事教練の時間に靖国神社参拝をさせたが、カトリック信仰のゆえにこれを拒否する学生があらわれた。そこで北原はホーフマン学長に問い合わせると、学長は神社参拝が他宗教崇拜であるからできないといった。北原はこのことを陸軍省に報告した。陸軍省はほかのカトリック系の曉星中学、海星中学も神社参拝をとめていることを知り、これら三校から配属将校をひきあげることを文部省に通告し、その同意を求めた。このひきあげによって、これらの学校がさまざまな特權を失うことになる。そこでカトリック教会は東京司教区長名で、神社は宗教であるから、神社参拝は教義的にみとめられない。文部省は神社が宗教か否かについて明確な訓令を出すようにと文部省に申請した。文部省は九月に文部次官名で、神社参拝は、教育上の理由にもとづくもので、宗教上の理由で例外をつけることはできない。それは愛國心と忠誠とをあらわすものであると回答した。これによつて学校教育においては神社参拝は拒

否できないこととして強制し得ることがあきらかになつた。カトリック当局は神社参拝は政府の方針であるからみとめることをあきらかにした（『新報』32・10・20、11・10）。まさに全面的敗北であった。

ところでこの事件を報道するなかで佐波の叙述はきわめて興味ぶかい。「要するにこれは信仰の問題であるとともに常識の問題である。信教の自由は我らの欽定憲法に明記する所であつて、勿論議論の余地はないのであるが、キリスト教以外の宗教に対して、特にその儀式、典礼にのぞみ、あるいはその国民の習俗、習慣に対し、キリスト者がいかに処すべきであるかは、健全な常識の判断に拠る外はない」（『新報』32・11・10）というのである。

彼は神社参拝がキリスト教の信仰の存否にかかる決定的な行為とみず、キリスト教と他宗教、あるいは伝統的な習俗との関係という一般問題、そしてこれを判断する根拠を常識問題ととりちがえてしまつた。そうすることによって神社参拝を是認することができるというのである。また彼のなかには神社参拝が国家権力によつて強要されてゐるのであり、したがつてそれは政府の国家神道政策の一環であるという認識は全く欠落してしまつてゐる。これを欠落させたところで、どれだけ信教の自由が憲法にあるからとも、それは自己満足にすぎない。

佐波は決して天皇制国家がファッショ化していく情勢に不感症であり、國家の思想統制と弾圧に無批判な人ではなかつた。彼は三二年一〇月の日本共産党の熱海事件にふれ、「これが対策にはいわく神ながらの道の發揚、いわく教育勅語の徹底、いわく古典の研究とその普及、いわく軍事教練の範囲の拡大等々が挙げられていて、しかも政府の方針は、思想は思想で克服するの外に途はないというにあるようだけれども、要するにそれは高遠な理想に過ぎない。足許から鳥が立つては、彈圧のほかには、方法も手段も、選択の暇がないかのようで、周章狼狽を極めているのもまたやむを得ないであろうけれども、その禍根を断たないで、ただ弾圧をのみ事とした所で今更始まらな

い話……」(『新報』33・1・26)といふ。これは政府の国民精神作興のための思想善導政策や左翼思想弾圧をかなり皮肉をこめて批判したことばとうけとれる。また翌年におこった京都大学の滝川事件を論じ、これを学問の自由、研究の自治をおかすものとし、ナチス政権下のドイツの現状になぞらえて、無氣味と淒惨の時代の到来を憂慮した(『新報』33・6・1)。

けれども彼が自己の周辺におこる出来事について、政府の政策をいわば評論家風に論断するのではなくて、キリスト教という自己の生活をかけたところで、神社参拝問題という自己の信仰的決断が問われるような事柄にまむかつたときには、彼の批判の眼はくもりがちであった。そこではキリスト教の信仰よりも日本人としての常識、天皇制国家のなかに飼育されてきた日常的意識としての敬神崇祖の念が行動の規範となつてあらわれたのである。天皇制国家への忠誠というものは意識的にそうするのではなく、無意識のうちに自分の日常性のなかでそのなかにのめりこんでいくような性格のものであり、佐波の発言はこれをうらづける。

ここにのべたことは佐波の見解であり、これを日基教会のものとみることはできないであろう。しかしその後の日基の大会決議のなかで神社問題について論議や決議がなされていないことは、この教会がこの問題を回避し、そうちしていふうちに神社参拝がこの教会のなかに定着していくのではないかと推定される(たとえば村上治「基督教と國家」『新報』36・3・19の神社非宗教論による神社参拝のすすめを参照)。

これをあきらかにするものとして一九三八年六一七月の大会議長富田満の朝鮮訪問における神社参拝のすすめがある。これについては日高善一が同行して『福音新報』(38・7・7、14・21)にその報告をのせてゐる。それによると、富田の訪問は日基教会と朝鮮長老会教会の要求で実現したものであるが、富田が各地で講演をするときには、

まや皇居遙拝、国歌斉唱、皇国民の誓詞朗読をもつてはじめられた。そして六月三〇日に平壌でこの地域周辺の牧師、信徒たちと神社問題について懇談会をひらいたとき、富田は神社非宗教の立場に立ち、神社参拝は国家の祭祀として国民に要求されたものであることを主張した。これに対しても朝鮮側はねばりづよく反論し、徹夜におよぶ議論はしばしば殺氣立ち、会場の外にむらがる民衆も息づまるおもいでそのなりゆきをみていた。総督府の官憲がこれを取りまいていたことはいうまでもない。

『福音新報』の記述では、朝鮮人信徒たちは神社は宗教でないことを理解したといい、代議士松山常次郎の報告では、彼らは神社参拝を承認するの決議をおこない、総督府の官吏も彼の働きに感謝した、とある（『戦時下のキリスト教運動』1、一九七一、一〇一ページ）。しかし朝鮮側の資料ではそういうことはあり得なかつた。この年の九月に平壌で長老会教会は第二七回総会をひらいたが、官憲の圧力の下にあっても神社参拝に賛同したものはわずかに一名で、会長が不当な方法でこれを決定したとき、抗議の声はやまず、富田と論戦した朱基徹をはじめ一千余の教会指導者がその反対闘争のために投獄されたという（池明觀『流れに抗して』一九六六、三七一三八ページによる）。日本人と民族性を異にし、日本帝国主義によって圧殺された朝鮮人が、武断政治につぐ文化政治において精神的に自己の主体性を剥奪する皇民化政策の象徴たる神社参拝を一夜の論議で納得するはずがない。ましてキリスト教信徒としての宗教的良心をもつ場合は当然のことであろう。にもかかわらず、彼らが理解し、共鳴してくれたと速断するところに、日本人信徒がいかに天皇制国家によって仕上げられた国家神道のなかにのめりこんでいたかを知ることができるだろう。富田もそのひとりとして国家神道の朝鮮伝道者の役割をはたすことができたし、彼を現地に送った日基督教會もその負い目とともにわかつことになつた。

（未完）